



# 熊本県公報

第13514号  
令和8年(2026年)  
3月3日(火)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

<b>告 示</b>	
○軽費老人ホームのサービス提供費用等の額に関する規程の一部を改正する規程	(高齢者支援課) 1
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課) 2
○保安林の指定に関する予定	( // ) 2
○水俣都市計画下水道事業 水俣公共下水道事業計画変更認可	(下水環境課) 2
○指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者支援課) 3
○熊本県光化学スモッグ緊急時対策実施要項の一部を改正する要項	(環境保全課) 3
○指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者支援課) 4
○指定介護予防サービス事業者の指定	( // ) 4
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定	(障がい者支援課) 4
○くろまぐろに関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の変更	(水産振興課) 4
<b>公 告</b>	
○令和8年二級建築士試験の実施	(建築課) 5
○令和8年木造建築士試験の実施	( // ) 6
○熊本県伝統工芸館大規模改修に伴う事務用品等調達業務に係る一般競争入札の落札者等の決定	(観光文化政策課) 7
○農用地利用集積等促進計画の認可	(担い手支援課) 7
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(建築課) 7
<b>登 載 依 頼</b>	
○熊本県道路交通規則第24条第1項及び第24条の2第1項の規定に基づく申請等の場所、期日及び受付時間の一部を改正する告示	(警察本部運転免許課) 8
○熊本県道路交通規則第41条第3項の規定に基づく講習を行う場所、期日及び受付時間の一部を改正する告示	( // ) 9

## 告 示

### 熊本県告示第172号

軽費老人ホームのサービス提供費用等の額に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
令和8年3月3日

熊本県知事 木 村 敬

軽費老人ホームのサービス提供費用等の額に関する規程の一部を改正する規程(平成21年熊本県告示第168号)の一部を次のように改正する。

第8条に次の1号を加える。

(4) 介護人材確保・職場環境改善等費(職場環境改善等に取り組む施設について、「別記介護人材確保・職場環境改善等費」に定めるところにより決定される額を加算するものをいう。)

別記処遇改善費中「1から3」を「1及び2」に改め、「または3」を削り、同処遇改善費中第2項を削り、第3項を第2項とする。

別記処遇改善費の次に次のとおり加える。

別記 介護人材確保・職場環境改善等費

介護人材確保・職場環境改善等費は、次により算定するものとする。

#### 1 算定方法

(1) 対象介護職員の月平均の人数に4,500円(月額)を乗じて得た額を入所者数で除して得た額を加算する。(1円未満切捨て)

(2) 対象介護職員の月平均の人数は、各月の介護職員数(常勤換算。小数点第2位以下切捨て)から、特定施設入居者生活介護を担当する職員数(常勤換算。小数点第2位以下切捨て)を控除した数を合計した上で、12で除して得た数とする。

#### 2 加算要件

職場環境改善等に向けて、以下のいずれかの取組の実施を計画又は既に実施していることを、加算の要件とする。

- (1) 職員等の業務の洗い出しや棚卸しなど、現場の課題の見える化
- (2) 業務改善活動の体制構築（委員会やプロジェクトチームの立ち上げ又は外部の研修会の活動等）
- (3) 業務内容の明確化と職員間の適切な役割分担の取組

### 3 対象経費

この加算の使途範囲は、職場環境改善経費又は人件費に要する費用とする。当該職場環境改善経費には、介護助手等を募集するための経費及び職場環境改善等のための様々な取組を実施するための研修費等の経費が含まれる。ただし、介護テクノロジー等の機器購入費用に充当することはできない。

#### 附 則

この規程は、告示の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

## 熊本県告示第173号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

令和8年（2026年）3月3日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡五木村丙字折立506番2、525番
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県南広域本部球磨地域振興局並びに五木村役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 熊本県告示第174号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

令和8年（2026年）3月3日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇市西町字上長尾1197番、1199番、字長谷1203番3
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字上長尾1197番・1199番・字長谷1203番3（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）  
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県北広域本部阿蘇地域振興局並びに阿蘇市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 熊本県告示第175号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和8年（2026年）3月3日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 施行者の名称 水俣市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 水俣都市計画下水道事業 水俣公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和51年（1976年）3月2日から令和15年（2033年）3月31日まで
- 4 事業地

- (1) 収用の部分  
変更なし
- (2) 使用の部分  
変更なし

**熊本県告示第176号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

令和8年（2026年）3月3日

熊本県知事 木 村 敬

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
有限会社ベストライフ	ケアライフ菊陽ヘルパーステーション	菊陽郡菊陽町花立1丁目5番30号	令和8年（2026年）3月1日	訪問介護

**熊本県告示第177号**

熊本県光化学スモッグ緊急時対策実施要項の一部を改正する要項を次のように定める。  
令和8年3月3日

熊本県知事 木 村 敬

熊本県光化学スモッグ緊急時対策実施要項の一部を改正する要項  
熊本県光化学スモッグ緊急時対策実施要項（平成20年熊本県告示第280号）の一部を次のように改正する。  
別表3を次のように改める。

別表3（第5条関係）

測定局	発令地域	発令地域の範囲
荒尾運動公園	荒尾・南関・長洲・和水地域	荒尾市、南関町、長洲町、和水町
有明保健所	玉名・玉東地域	玉名市、玉東町
山鹿保健所	山鹿市地域	山鹿市
菊池市役所 大津町引水	菊池地域	菊池市、合志市、大津町
阿蘇保健所	阿蘇地域	阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村
京町 秋津 北区役所 楡木	熊本市中央・東・北区・菊陽地域	熊本市中央区、熊本市東区、熊本市北区、菊陽町
中島 城南町	熊本市西・南区・嘉島地域	熊本市西区、熊本市南区、嘉島町
益城町保健福祉センター	西原・益城地域	西原村、益城町
宇土運動公園	宇土・宇城地域	宇土市、宇城市
甲佐町岩下	上益城・美里地域	御船町、甲佐町、山都町、美里町
八代東高校	八代・氷川地域	八代市、氷川町
小田浦	芦北町地域	芦北町
水俣保健所	水俣・津奈木地域	水俣市、津奈木町
人吉保健所	人吉・球磨地域	人吉市、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町
上天草市合津	上天草市地域	上天草市
天草保健所 河浦 苓北富岡 苓北木場	天草・苓北地域	天草市、苓北町

附 則  
この要項は、令和8年4月1日から施行する。

**熊本県告示第178号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。  
令和8年（2026年）3月3日

熊本県知事 木 村 敬

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
有限会社ベストライフ	有限会社ベストライフ福祉用具サービス	菊池郡菊陽町花立1丁目5番30号	令和8年（2026年）3月1日	福祉用具貸与
有限会社ベストライフ	有限会社ベストライフ福祉用具サービス	菊池郡菊陽町花立1丁目5番30号	令和8年（2026年）3月1日	特定福祉用具販売

**熊本県告示第179号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。  
令和8年（2026年）3月3日

熊本県知事 木 村 敬

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
有限会社ベストライフ	有限会社ベストライフ福祉用具サービス	菊池郡菊陽町花立1丁目5番30号	令和8年（2026年）3月1日	介護予防福祉用具貸与
有限会社ベストライフ	有限会社ベストライフ福祉用具サービス	菊池郡菊陽町花立1丁目5番30号	令和8年（2026年）3月1日	特定介護予防福祉用具販売

**熊本県告示第180号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により公示する。  
令和8年（2026年）3月3日

熊本県知事 木 村 敬

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
こども通所支援 Ohana 上益城郡益城町大字広崎1095番地4	協和合同会社 熊本市東区水源2丁目26番2号 浜崎 千津子	令和8年（2026年）3月1日	4351400330	指定児童発達支援

**熊本県告示第181号**

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第16条第1項の規定により、くろまぐろに関する令和7管理年度（令和7年（2025年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を次のとお

り変更したので、同条第5項において準用する同条第4項の規定により、公表する。  
令和8年(2026年)3月3日

熊本県知事 木 村 敬

特定水産資源のくろまぐろに関する令和7管理年度における法第16条第1項に規定する知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量	
	変更前	変更後
熊本県くろまぐろ(小型魚)知事管理区分	32.4トン	39.0トン
熊本県くろまぐろ(大型魚)知事管理区分	8.5トン	6.4トン

公 告

熊本県公告第116号

建築士法(昭和25年法律第202号)第13条の規定により、令和8年(2026年)二級建築士試験を次のように実施する。

令和8年(2026年)3月3日

熊本県知事 木 村 敬

1 試験期日及び日程

(1) 学科の試験

令和8年(2026年)7月5日(日) 午前10時15分から午後5時20分まで

(2) 設計製図の試験

令和8年(2026年)9月13日(日) 午前11時から午後4時まで

2 試験地

熊本市

3 試験場所

(1) 学科の試験

東海大学(熊本キャンパス) 熊本市東区渡鹿九丁目1番1号

(2) 設計製図の試験

東海大学(熊本キャンパス) 熊本市東区渡鹿九丁目1番1号

4 受験申込手続

新規受験者を含めたすべての者がインターネットによる受験申込みを行うものとする。

(1) 受験申込受付期間及び時間

令和8年(2026年)4月1日(水) 午前10時から

令和8年(2026年)4月14日(火) 午後4時まで

(2) 受験申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センター(以下「センター」という。)のホームページ(<https://www.jaenic.or.jp/>。以下同じ。)において、必要な事項を入力し申し込むこと。

なお、インターネットによる受験申込みが行えない正当な理由がある場合(身体に障がいがありインターネットの利用が困難である等)には、令和8年(2026年)4月7日(火)までにセンター本部に申し出ること。

(3) 学科の試験の免除の申請

「学科の試験」の免除の申請は、令和4年(2022年)以降の「学科の試験」に合格した者のうち、合格年から令和7年(2025年)までの「設計製図の試験」の受験回数が2回以内の者に限り行うことができる。免除の申請に当たっては、令和4年(2022年)から令和7年(2025年)のいずれかの年の試験(他の都道府県知事が行ったものを含む。)の受験番号を入力して行うこと。

5 受験票の交付等

受験票(受験番号、試験場等を明記したもの)は、原則として、「学科の試験」の受験票については令和8年(2026年)6月19日(金)頃から、「設計製図の試験」の受験票については令和8年(2026年)8月24日(月)頃から、受験有資格者にマイページ(インターネットによる受付において受験申込手続完了後から利用できる受験者専用のページ)において交付する。

なお、インターネットによる受付が行えなかった者の受験票については、原則として、「学科の試験」の受験票については令和8年(2026年)6月19日(金)頃から、「設計製図の試験」の受験票については令和8年(2026年)8月24日(月)頃から、受験有資格者に発送する。

6 合格者の発表及び可否の通知

(1) 学科の試験

令和8年(2026年)8月24日(月)(予定)に、合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績をマイページにおいて通知する。

合格者の受験番号をセンターのホームページに公表する。

また、インターネットによる受付が行えなかった者へは、令和8年(2026年)

- 8月24日(月)頃に通知(郵送)する。
- (2) 設計製図の試験  
令和8年(2026年)12月3日(木)(予定)に、合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績をマイページにおいて通知する。  
合格者の受験番号をセンターのホームページに公表する。  
また、インターネットによる受付が行えなかった者へは、令和8年(2026年)12月3日(木)頃に通知(郵送)する。
- 7 合否判定基準の公表  
合格者の発表の際に、知事の決定した合否判定基準等をセンターのホームページに公表する。
- 8 その他  
(1) 「設計製図の試験」の課題は、令和8年(2026年)6月24日(水)頃からセンターのホームページにおいて公表する。  
(2) 受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受付期間内にその旨を申し出ること。

**熊本県公告第117号**

建築士法(昭和25年法律第202号)第13条の規定により、令和8年(2026年)木造建築士試験を次のように実施する。

令和8年(2026年)3月3日

熊本県知事 木 村 敬

- 1 試験期日及び日程
- (1) 学科の試験  
令和8年(2026年)7月26日(日) 午前10時15分から午後5時20分まで
- (2) 設計製図の試験  
令和8年(2026年)10月11日(日) 午前11時から午後4時まで
- 2 試験地  
熊本市
- 3 試験場所
- (1) 学科の試験  
東海大学(熊本キャンパス) 熊本市東区渡鹿九丁目1番1号
- (2) 設計製図の試験  
東海大学(熊本キャンパス) 熊本市東区渡鹿九丁目1番1号
- 4 受験申込手続
- 新規受験者を含めたすべての者がインターネットによる受験申込みを行うものとする。
- (1) 受験申込受付期間及び時間  
令和8年(2026年)4月1日(水) 午前10時から  
令和8年(2026年)4月14日(火) 午後4時まで
- (2) 受験申込方法  
公益財団法人建築技術教育普及センター(以下「センター」という。)のホームページ(<https://www.jaeic.or.jp/>。以下同じ。)において、必要な事項を入力し申し込むこと。  
なお、インターネットによる受験申込みが行えない正当な理由がある場合(身体に障がいがありインターネットの利用が困難である等)には、令和8年(2026年)4月7日(火)までにセンター本部に申し出ること。
- (3) 学科の試験の免除の申請  
「学科の試験」の免除の申請は、令和4年(2022年)以降の「学科の試験」に合格した者のうち、合格年から令和7年(2025年)までの「設計製図の試験」の受験回数が2回以内の者に限り行うことができる。免除の申請に当たっては、令和4年(2022年)から令和7年(2025年)のいずれかの年の試験(他の都道府県知事が行ったものを含む。)の受験番号を入力して行うこと。
- 5 受験票の交付等  
受験票(受験番号、試験場等を明記したもの。)は、原則として、「学科の試験」の受験票については令和8年(2026年)6月19日(金)頃から、「設計製図の試験」の受験票については令和8年(2026年)9月24日(木)頃から、受験有資格者にマイページ(インターネットによる受付において受験申込手続完了後から利用できる受験者専用のページ)において交付する。  
なお、インターネットによる受付が行えなかった者の受験票については、原則として、「学科の試験」の受験票については令和8年(2026年)6月19日(金)頃から、「設計製図の試験」の受験票については令和8年(2026年)9月24日(木)頃から受験有資格者に発送する。
- 6 合格者の発表及び合否の通知
- (1) 学科の試験  
令和8年(2026年)8月24日(月)(予定)に、合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績をマイページにおいて通知する。  
合格者の受験番号をセンターのホームページに公表する。

- また、インターネットによる受付が行えなかった者へは、令和8年(2026年)8月24日(月)頃に通知(郵送)する。
- (2) 設計製図の試験  
令和8年(2026年)12月3日(木)(予定)に、合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績をマイページにおいて通知する。  
合格者の受験番号をセンターのホームページに公表する。  
また、インターネットによる受付が行えなかった者へは、令和8年(2026年)12月3日(木)頃に通知(郵送)する。
- 7 合否判定基準の公表  
合格者の発表の際に、知事の決定した合否判定基準等をセンターのホームページに公表する。
- 8 その他  
(1) 「設計製図の試験」の課題は、令和8年(2026年)7月8日(水)頃からセンターのホームページにおいて公表する。  
(2) 受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受付期間内にその旨を申し出ること。

熊本県公告第118号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7年熊本県規則第51号)第11条第1項の規定により次のとおり公示する。  
令和8年(2026年)3月3日

熊本県知事 木村 敬

- 落札に係る特定役務の名称及び数量  
熊本県伝統工芸館大規模改修に伴う事務用品等調達業務 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
熊本県観光文化部観光文化政策課文化振興班  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 契約の相手方を決定した日  
令和7年(2025年)12月26日
- 契約の相手方の氏名及び住所  
有限会社おくばオーエスブレイン  
熊本市東区尾ノ上一丁目18-20
- 契約金額  
15,730,000円(うち消費税及び地方消費税の額1,430,000円)
- 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 特例政令第6条に規定する公告を行った日  
令和7年(2025年)11月4日

熊本県公告第119号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。  
令和8年(2026年)3月3日

熊本県知事 木村 敬

- 農用地利用集積等促進計画の概要

所有権の移転を行う者		所有権の移転を受ける土地
氏名又は名称	住所	
多田 芳文	人吉市	人吉市上原田町字牛塚字芭蕉淵235番

- 認可年月日  
令和8年(2026年)2月20日

熊本県公告第120号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
令和8年(2026年)3月3日

熊本県知事 木村 敬

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
上益城郡山都町長原字後谷739番1、同739番3の一部、同739番4の一部、同740番、同743番1、同743番2、同743番3、同747番、同749番1の一部、同749番2、同749番3の一部、同749番4、同757番1、同7

- 57番2、同758番の一部、同759番の一部、同760番、同761番、同762番1及び同783番の一部
- 3工区 28,194.82平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
山都町

登載依頼

**熊本県公安委員会告示第2号**

平成23年4月1日熊本県公安委員会告示第9号（熊本県道路交通規則第24条第1項及び第24条の2第1項の規定に基づく申請等の場所、期日及び受付時間）の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から施行する。  
令和8年3月3日

熊本県公安委員会委員長 甲斐 隆博

1 (1) アの表熊本県運転免許センター（菊池郡菊陽町大字辛川2655番地）の項を次のように改める。

熊本県運転免許センター (菊池郡菊陽町大字辛川2655番地)	日曜日から木曜日まで	午前8時30分から同10時30分まで 午後1時00分から同3時00分まで
-----------------------------------	------------	---

1 (1) イの表熊本県運転免許センター（菊池郡菊陽町大字辛川2655番地）の項を次のように改める。

熊本県運転免許センター (菊池郡菊陽町大字辛川2655番地)	日曜日から木曜日まで	午前9時00分から同9時30分まで 午後1時30分から同2時00分まで
-----------------------------------	------------	--

1 (2) を次のように改める。

(2) 免許証等の更新の経由の申請

ア 優良運転者講習の受講対象者（オンライン講習を受講した者を除く。）

場所	期日	受付時間
熊本県運転免許センター (菊池郡菊陽町大字辛川2655番地)	日曜日から木曜日まで	午前8時30分から同10時30分まで 午後1時00分から同3時00分まで

(注) 優良運転者講習とは、道路交通法第108条の2第1項第11号に規定する優良運転者に対する講習をいう。

イ 一般運転者講習の受講対象者（オンライン講習を受講した者を除く。）

場所	期日	受付時間
熊本県運転免許センター (菊池郡菊陽町大字辛川2655番地)	日曜日から木曜日まで	午前9時00分から同9時30分まで 午後1時30分から同2時00分まで

(注) 一般運転者講習とは、道路交通法第108条の2第1項第11号に規定する一般運転者に対する講習をいう。

ウ 優良運転者講習又は一般運転者講習の受講対象者のうちオンライン講習を受講した者

場所	期日	受付時間
熊本県運転免許センター (菊池郡菊陽町大字辛川2655番地)	日曜日から木曜日まで	午前10時00分から同11時00分まで 午後2時00分から同3時00分まで

(注) 優良運転者講習及び一般運転者講習とは、道路交通法第108条の2第1項第11号に規定する優良運転者及び一般運転者に対する講習をいう。

エ 高齢者講習の受講対象者（免許証等の更新を受ける日において優良運転者又は一般運転者に該当する者に限る。）

場所	期日	受付時間
熊本県運転免許センター (菊池郡菊陽町大字辛川2655番地)	日曜日から木曜日まで	午前10時00分から同11時00分まで

	午後2時00分から同3時00分まで
--	-------------------

- (注1) 高齢者講習とは、道路交通法第108条の2第1項第12号に規定する講習をいう。  
 (注2) 優良運転者及び一般運転者とは、道路交通法第95条の6第1項の表の備考一のロに規定する優良運転者及び同表の備考一のハに規定する一般運転者をいう。

**熊本県公安委員会告示第3号**

平成25年11月22日熊本県公安委員会告示第16号（熊本県道路交通規則第41条第3項の規定に基づく講習を行う場所、期日及び受付時間）の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から施行する。  
 令和8年3月3日

熊本県公安委員会委員長 甲斐 隆博

2(1)の表菊池自動車学校（菊池市北柑子1427番地）の項中「菊池市北柑子」を「菊池市木柑子」に改め、同(2)の表牛深自動車学校（天草市久玉町南神鳴子5532番地）の項を削り、同(3)の表大洋自動車学校（玉名市向津留532番地）の項の次に次のように加える。

荒尾自動車学園 (荒尾市万田946番地1)	第2火曜日	午後0時30分から同0時50分まで
城北自動車学校 (菊池市泗水町吉富300番地89)	金曜日	午前8時30分から同8時50分まで

2(4)の表大洋自動車学校（玉名市向津留532番地）の項の次に次のように加える。

荒尾自動車学園 (荒尾市万田946番地1)	第2火曜日	午前9時20分から同9時50分まで
城北自動車学校 (菊池市泗水町吉富300番地89)	木曜日及び金曜日	午前8時30分から同8時50分まで

4の表大洋自動車学校（玉名市向津留532番地）の項及び大洋第二自動車学校（玉名市築地761番地）の項中「火曜日から土曜日まで」を「土曜日」に改め、同表荒尾自動車学園（荒尾市万田946番地1）の項中「金曜日及び土曜日」を「土曜日」に改め、同表阿蘇自動車学校（阿蘇市一の宮町宮地4507番地3）の項中「第3」を「第2」に改め、同表矢部自動車練習所（上益城郡山都町千滝441番地）の項中「日曜日、火曜日、木曜日及び土曜日」を「第4土曜日」に改め、「午後0時30分から同1時00分まで」を削り、同表八代ドライビングスクール（八代市平山新町5338番地）の項中「第1及び第3水曜日」を「水曜日」に改め、同表天草自動車学校（天草市亀場町亀川70番地4）の項中「月曜日から土曜日まで」を「第2木曜日」に改める。

6(1)の表菊池自動車学校（菊池市北柑子1427番地）の項中「菊池市北柑子」を「菊池市木柑子」に改め、同項の次に次のように加える。

八代自動車学校 (八代市井上町91番地)	第1及び第3土曜日	午前8時40分から同9時00分まで
-------------------------	-----------	-------------------

6(2)の表牛深自動車学校（天草市久玉町南神鳴子5532番地）の項を削り、同(3)の表大洋自動車学校（玉名市向津留532番地）の項の次に次のように加える。

荒尾自動車学園 (荒尾市万田946番地1)	第2水曜日	午後0時30分から同0時50分まで
城北自動車学校 (菊池市泗水町吉富300番地89)	木曜日	午前8時30分から同8時50分まで

9(1)の表熊本県運転免許センター（菊池郡菊陽町大字辛川2655番地）の項を次のように改める。

熊本県運転免許センター (菊池郡菊陽町大字辛川2655番地)	日曜日から木曜日まで	午前8時30分から同10時30分まで 午後1時00分から同3時00分まで
	金曜日	午後1時00分から同1時30分まで

9(2)の表熊本県運転免許センター（菊池郡菊陽町大字辛川2655番地）の項を次のように改める。

熊本県運転免許センター (菊池郡菊陽町大字辛川2655番地)	日曜日から木曜日まで	午前9時00分から同9時30分まで 午後1時30分から同2時00分まで
-----------------------------------	------------	--

		分まで
	金曜日	午後1時00分から同1時30分まで